

## シニアインターンシップ事業実施要綱

平成25年4月1日

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会

### (目的)

第1条 満60歳以上の高齢者(以下「高齢者」という。)が、NPO、ボランティア団体、地域づくり団体及び社会福祉協議会(以下「団体」という。)の活動を体験することにより、自分に合った社会参加活動に出会うきっかけづくりにつなげるとともに、受入を行う団体にとっては、活動のPRの機会及び将来、一緒に活動を行う仲間を確保・育成する場を設けさせることにより、高齢者の多様な社会参加の促進及び地域の活性化に資することを目的としたシニアインターンシップ事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定める。

### (団体の登録)

第2条 事業に賛同し、高齢者の受け入れを希望する県内の団体は、シニアインターンシップ団体登録申込書(別記様式第1号)により社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)に登録の申込みを行う。

2 前項の申込みを行った団体のうち、事業の所期の目的及び効果の達成に資すると認められる団体に対し、県社協は登録申込受理完了書を交付することができる。

### (参加者の募集及び受入等)

第3条 事業に参加を希望する高齢者(以下「希望者」という。)は、シニアインターンシップ体験参加申込書(別記様式第2号)により県社協に申込みを行う。

2 県社協は、前項の申込みがあったときは、前条第2項の規定により登録申込受理完了書の交付を受けた団体のうち適当と認められる団体を希望者に紹介する。

3 前項により紹介を受けた団体は、希望者と団体の活動への体験参加を行う時期、体験参加の内容その他必要な事項について協議のうえ、最初の体験参加予定日の1週間前までに受入計画書を希望者に交付した上で受け入れるものとする。

4 前項により希望者を受け入れる団体は、希望者に受入計画書を交付した後、速やかに県社協に体験計画書(別記様式第3号)を提出するものとする。

### (希望者の受入期間及び時間)

第4条 希望者の受入期間は3日以上10日以内とし、時間は1日実働8時間以内とする。

### (諸手当及び災害補償)

第5条 県社協及び団体は、シニアインターンシップ実施期間中の希望者について、賃金、通勤手当等の支給及び災害補償は、行わない。

2 県社協は、事業実施期間中の事故及び傷害等に対処するため、別表に掲げる保険に加入するものとする。

### (インターンシップ体験者の守秘義務)

第6条 希望者は、シニアインターンシップ実施期間中に知り得た秘密事項について、守秘義務を負う。

(報告)

第7条 希望者は、シニアインターンシップ実施期間の終了後速やかに、実績報告書(別記様式第3号)により、県社協へ報告書を提出するものとする。

(受入協力負担金の交付措置)

第8条 事業の実施に対する受入協力負担金の交付措置については、シニアインターンシップ事業受入協力負担金交付要綱(平成25年4月1日付)の定めるところによる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、県社協が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表

区分	被保険者	内容
希望者にかかわる傷害保険	希望者	シニアインターンシップ事業実施にあたっての希望者の「けが」等に対する保険  1名当たり保険金額・日額 ○死亡・後遺障害保険金額: 10, 000千円 ○入院保険金日額: 5, 000円 ○通院保険金日額: 3, 000円
対人・対物賠償責任保険	県社協	シニアインターンシップ事業実施にあたっての業務遂行中の対人・対物事故に対する賠償責任保険  支払限度額(保険金額) ○対人賠償・対物賠償共通: 100, 000千円  ※ 希望者が受入団体又は第三者に損害を与えた場合は、この賠償責任保険で保障されない場合があります。